

次期 滋賀県障害者プランの策定(障害者差別、権利擁護分野) 事前にいただいた意見

	①障害者プランの重点施策（障害者差別、権利擁護分野）に対する評価や課題	②障害者差別、権利擁護に関する懸念事項・論点	③その他
1	・様々な機会に障害者理解への啓発に取り組んだことにより、以前より障害者のこと、特に発達障害の周知は進んだのではないかとと思う。 ・障害の範囲は様々で、精神障害等わかりづらい障害もあり、さらなる啓発も必要と思う。 ・相談先は増えていると思うが、障害当事者が情報が十分伝わっていない面もあるのではないかとと思う。 ・本会にも障害当事者より他者から受けた対応への相談（苦情）が入ることもあるが、福祉サービスにつながっていない方の場合に、対応が難しいことがある。	福祉サービス利用者は様々な支援につながりやすいが、福祉サービスにつながらない方や手帳を所持されていない場合に、対応先が少ないように感じる。制度の狭間の方をどう支援できるかは継続課題。	・権利擁護の推進として、成年後見制度の改正や頼れる身寄りがない高齢者等への支援として新たな福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の施行に向け、これまで以上に地域でのネットワーク体制は重要となり、関係機関との連携はもちろんなこと、担い手育成や地域住民への理解促進が必要。 ・法改正より本人の意思決定支援が重要になっていくが、専門職が意思決定支援において求められる対応力向上の研修等が必要。
2	・地域アドボケーターの活動が見えてこない。 ・身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動が前向きにできるように個人情報の提供をお願いしたい。	国では、令和8年6月に成立した民法改正により、成年後見制度が大きく見直されました。このことを踏まえ、重点的取組みとしている「成年後見制度の適切な利用促進」等プランの見直しをお願いしたい。	令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、法においても民間事業者による合理的配慮の提供が義務となった。ただし、法および条例において、合理的配慮の提供や障害を理由とした差別の禁止に対する強制力がなく、これを拒否する事業者等への対策強化をお願いしたい。
3	—	アドボケーターについて、研修会などを通じての能力の向上はもちろん必要だと思います。アドボケーターの役割として、おのれの障害についての正確な知識を取得すること、対話力、相手の話をよく聞くなどの技術力を身につけることは大事だと思います。また、相談内容によって、自分で対応しきれない内容の場合などの時にたづなぐことができることを複数箇所確保しておくことが必要と思います。内容によって連携するところを判断できるようにしておければいいと思います。できれば連携先の具体例などが記載できればよいのでは。	市町と滋賀県との連携について、市町の担当者と県の担当者との間で、常に連絡が取れるよう風通しのよい状況を作っておくこと。また、事例などについては共有できるところは常に共有しておくこと。市町から挙がってきた事例について、他の市町の事例を参考に対応方法を策定する提示できればよいかなと思います。
4	—	発達障害に対する理解について「発達障害」という言葉は知っていても個々の特性を理解している人は少ない。特性は多様である故に正しい理解には時間がかかる誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会の実現が望ましい。低年齢期から個々の特性に応じた適切な支援を行えば社会に適應できるが、30代半ば以降に対する支援が急がる。発達障害への理解が浸透していない時代に生まれ育った世代（発達障害から社会に出てうまく行かず精神疾患に至ることがある）医療や介護と同様に障害者福祉の現場でも人材不足は深刻。外国人材の活用も前向きに検討し対策を願う。	—
5	滋賀県医師会としては障害者の方が受診しやすい環境づくりや対応できる施設、設備の整備、技術の向上を心がけていますが、永年に渡る医療費抑制策のため、時間的経済的負担が重くのしかかっており、もはや限界です。	—	—
6	共生社会の理念が浸透してきた「障害の社会モデル」を基盤とし、差別解消や権利擁護を中心にとらえた施策展開ができている。しかし、理念は広がっているものの、県民や事業者への理解には地域差があり、実践レベルまで浸透していないと思う。	障害理解を「知っている」から「行動できる」へ発展させること。合理的配慮を自然に実践できる社会づくりが必要だと思っている。また、サービス・相談体制・人材確保など市町間の格差があるので、地域差を無くすることも必要だと思っています。	滋賀県は全国的にも先進的に「共生社会」を理念だけではなく条例や計画に落とし込み、差別解消・権利擁護・地域生活の支援を着実に進めている点は高く評価できると思う。一方で、制度整備から実践・定着の段階へ移る時期にあり、地域格差や人材不足、障害理解のさらなる浸透、本人主体の意思決定支援などを一層強化することが次期プランの重要課題かと思う。
7	●①日常において合理的配慮というワードの使用頻度が多くなってきたことは法整備されたことの効力であると感じています。合理的配慮を切り口に外見からは分かりにくい障害（特に発達障害）への理解が進むことを願っています。 ●②権利擁護の推進は順に進んでいるものの、権利侵害を意識できるほどの人権を守る認識が当事者側には浸透していません。	●①合理的配慮ということ福祉・教育・労働等の場面で法整備されたことで当事者側が意識できるようになってきましたが、具体的なことについては申し出る必要があり、実効性が発揮されるための当事者側の負担の重さを感じています。 ●②成年後見制度については改善され使いやすいものになっていく事は有難いことですが、より身近な制度として「地域福祉権利擁護事業」の利用につながる周知活動が感じられません。専門家の育成・研修 また、支援体制の整備とともに当事者側に届く権利擁護のための制度周知の推進をお願いいたします。	●①共生社会の中で誰もが自然に交流・繋がる居場所のような場でナチュラルガートを感じて過ごせる事業の創設により障害者理解の推進が進むことを願い、将来プランの中に事業として取り組み展開することを切望します。 ●②人生100年時代と言われる長寿の時代の今、障害者プランだけでは生涯の安心とは言えない現実です。高齢期に向け縦割り制度の原則ありきではなく当事者側の実情を踏まえ対応できる制度設計を望みます。
8	・「障害理解＝差別解消」という構図が強すぎると感じます。現在は、理解が深まっても差別が残るということが多く指摘されています。すなわち、理解不足＝差別ではありません。計画では、障害理解を促進することは十分書かれていますが、差別を生み出す社会構造や無意識の偏見への対応が弱いように思います。 ・「障害に対する偏見や無理解から無意識のうちに行われているものも少なくなく」と書かれていますが、その後の施策は、「出前講座」「映像制作」「フォーラム」という知識提供にとどまっています。無意識の偏見であれば、「リフレクション」「アンコンシャス・バイアス研修」「当事者との対話」「行動変容プログラム」などが必要になるのではないのでしょうか。 ・「合理的配慮」についてですが、提供者側の努力として書かれていますが、提供者だけではなく、当事者を含んだ個別調整や双方向の建設的対話が欠かせないのではないのでしょうか。 ・障害理解ということとは何度でも出てきますが、その内容が曖昧だと思います。知識なのか、共感なのか、態度なのか、行動なのかの整理が必要で、その結果として理解を深めるという施策が必要なのではないのでしょうか。 ・地域アドボケーターは、相談だけでなく役割として説明されていますが、エンパワメント、本人意思の代弁、地域や社会への働きかけなどの役割が期待されていると思います。 ・「共生社会」が理念として繰り返されていますが、「障害の無に関わらず、一人ひとりの存在が尊重される「共生社会」」とあるだけで、明確な定義はなされていません。共生社会、支え合い、理解、尊重なども多く使われていますが、何をもちって共生社会とし、その成果指標は何になるのでしょうか（差別経験率、合理的配慮満足度、障害者の地域参加率など）。 ・数値目標が口座回交や情報交換会、研修修了者などの活動量になっていると思います。測らなければならないことは、実施率ではなく、障害理解の変化、差別経験の減少、合理的配慮実施率などではないのでしょうか。 ・「作品展」「スポーツ大会」が理解促進になるという前提になっていますが、見ることだけでは差別は変わらないという研究もあります。展示やイベントだけでは、一方向的啓発になりやすいことも指摘されており、この前提については慎重な検討が必要ではないのでしょうか。 ・「障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、」「適切な情報提供や説明により障害当事者が自ら意思決定できるように、」とはありますが、相談支援専門員やサービス管理責任者の支援者教育が中心となっています。本人側の自己決定能力、セルフアドボカシー、ピアサポートなどへの支援が必須ではないのでしょうか。	・現在、科学研究費を受けて、「大学生の差別意識の構造」という研究に取り組んでいます。2年近く、15名の学生とディスカッションを繰り返しています。その経験からも、上記に述べたように、障害理解だけでは必ずしも差別解消には結びつかないと実感しております。また、障害理解と障害者理解でも大きく異なることも実感しています。障害という概念や制度を理解することと、一人ひとりの障害のある人を理解することは異なるものであり、この違いについても検討が必要だと感じています。 ・さらに、意識・無意識という二分法だけでは捉えきれない意識のあり方、すなわち「無意識を装う意識」が差別に大きく影響しているようにも感じています。 ・障害理解＝差別解消という構図を作ってしまった時点で、障害や障害のあるひとへの関心は薄れます。理解したから、自分は差別する者ではないと。 ・大学もそうですが、組織の標語はいつも美しく響きます。「障害を理解し、認めること」が重要であることは言うまでもありません。しかし、それだけで共生社会が実現するかのような印象を与える標語が広がることで、差別の構造や人々の意識について深く考える機会が失われることを危惧しています。	—
9	①「障害者理解」ではなく、「障害理解」に統一すべき。 ②合理的配慮助成金の活用件数を項目に入れるべき。 ③「糸賀思想」ではなく、少なくとも「滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践と理念」に留めておくべき。 ④成年後見制度が補助型一本化されるとことを踏まえ、これまで後見制度だった当事者が補助型への申し立てを簡便にできるように、アドボケーターや相談員と連携して制度構築に向けた取り組みをするべき。 ⑤特定補助人に、安易に選定されないようにすべき。	①政策決定過程における障害当事者参画について、市町や自治会、企業にも働きかけを促進すべき。 ②バリアフリー基本構想の改定に向けて、市町に働きかけを行うべき。 ③パートナーズムについて、問題提起する取り組みを行うべき。	①学校バリアフリー化をはじめとするインクルーシブ教育について本腰を入れて取り組むべき。 ②福まち条例の見直しも行うべき。 ③ピアサポートについて、もっと書き込むべき。
10	障害者差別解消に関する講座の開催を実施することで、障害者への理解促進を図ったことは良い点だと思います。このような場を持つことにより合理的配慮という言葉の認知度も上がって来ているように思います。また、自分の意思や行動のことをうまく伝えることのできる障害のある人に寄り添い思いを聞いてあげるといったアドボケーターの仕組みが構築できていることは評価できる点だと思います。しかし、アドボケーターの認知は不足しているのかなと思います。	障害の特性に対する本質的な理解がまだまだ足りないと思います。見た目では分からない障害があること、自分自身では制御できない行動になってしまう障害があることにも目を向けて欲しいと思います。障害者の社会参加を制約することのないよう支援の輪が広がっていくことが大切だと思います。	障害者プランが、本当に生きたものになるかどうかは県民全体がどれだけ当事者に意識をもてるかということにかかっているのではないのでしょうか。プランを浸透させていくことが今後の課題かと思います。チラシを配るだけでは不十分だと思います。 ICT化により効率化する社会の中で取り残されていく人がないように心のバリアフリーを図っていくことも大切だと思っています。障害福祉サービスの提供体制の確保目標において「こころ」というワードが入って来たことは注目できるポイントだと思います。

次期 滋賀県障害者プランの策定(障害者差別、権利擁護分野) 事前にいただいた意見

	①障害者プランの重点施策（障害者差別、権利擁護分野）に対する評価や課題	②障害者差別、権利擁護に関する懸念事項・論点	③その他
11	プラン26ページ「①障害者差別の解消と障害者理解の促進」のうち、「(力) 糸賀思想の普及啓発の推進」について意見を述べます。 私は今回、糸賀一雄先生が講演や著作の中で述べておられた<ココへの発達>をテーマにした本を執筆しました。その過程で改めて感じたのは、滋賀の障害福祉の基盤にあるはずの糸賀思想が、現在の障害福祉現場の職員に必ずしも十分に共有されていないのではないか、ということです。 実際に、県内の障害福祉関係者からも「<ココへの発達>というのは新しい視点ですね」という感想を聞くことがありました。私自身、それを聞いて驚くと同時に、糸賀思想は滋賀の福祉の大切な土台であるにもかかわらず、現場で働く人たちが学ぶ機会に限られているのではないかと感じました。 <ココへの発達>の考え方は、障害の重い人を含め、障害のある人もない人も、同じ一人の人間として、持っている力や可能性を人との関係や生活の中で横へ横へと広げていくという視点です。そして、その人と共に生きる周囲の人や地域もまた、ともに変わり、人間として発達していくという考え方だと理解しています。糸賀先生が述べられた「簡柄の充実」は、人と人との関係を豊かにし、お互いにとってよりよい社会づくりへと発展していくものだと思います。これは、まさに差別のない共生社会づくりの根幹にある思想ではないかと思えます。 プランには、「糸賀一雄、池田太郎、田村一二ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践と理念を知り、学ぶ機会を提供する」「共生社会の基本理念が一層広がるよう、関係団体とともに、優れた実践の検証や人材の育成を行います。」と書かれています。次期プランにおいても、この項目を単なる理念の継承や顕彰にとどめるのではなく、現在の障害福祉現場で働く職員、相談支援専門員、行政職員、若い世代の支援者が、滋賀の福祉思想を学び直し、日々の実践に結びつけられる機会として具体化していく必要があると思います。 そのため、現在、県としてどのような学ぶ機会を提供しているのか、優れた実践の検証や人材育成をどのように行っているのか、また、それがどのような層に届いているのかを確認したいです。あわせて、次期プランでは、糸賀思想の普及啓発を「知っている人がさらに学ぶ場」だけでなく、「初めて障害福祉に関わる人が糸賀の福祉の土台に触れる入口」として位置づけることを検討していただきたいです。	以下、3点について意見を述べます。 1点目と2点目は、プラン27ページ「②権利擁護の推進」のうち、「(ウ) 地域福祉権利擁護事業の推進」と「(エ) 成年後見制度の適切な利用促進」について意見を述べます。 まず、地域福祉権利擁護事業についてです。 プランでは、障害特性により社会的な不利益をこうむりやすい人に対して、福祉サービスの情報提供、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援するとされています。 しかし、大津市では地域福祉権利擁護事業の利用希望者が多く、利用につなげたくても、実際にはすぐには利用できない状況が続いていると聞いています。大津市社会福祉協議会の方からも、利用希望に対して職員体制が追いつかず、事業としても大変厳しい状況の中で実施していると聞いています。 私自身も、これまで何名か、「成年後見制度を利用するほどではないけれども、福祉サービスの手続きや日常的金銭管理には支援が必要」という方を地域福祉権利擁護事業につなぎたいと考えたことがありました。しかし、実際には利用につなげることができませんでした。 地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度に至る前の大切な権利擁護支援であり、本人が地域で暮らし続けるための重要な支えだと思っています。ところが、制度として書かれていても、必要なときに使えないのであれば、権利擁護の仕組みとして十分に機能しているとは言いきれないのではないのでしょうか。 そのため、滋賀県として、市町ごとの地域福祉権利擁護事業の実施状況、利用待機状況、利用したくても利用できない人の実態、また実施主体である社会福祉協議会等の職員体制や財政的な課題を把握されているのかを確認したいです。次期プランでは、「地域福祉権利擁護事業を推進する」という記載に加えて、必要な人が実際に利用できる体制をどう確保するのか、県としての実態把握と支援の方向性を明確にする必要があると思います。 次に、成年後見制度の適切な利用促進についてです。 プランでは、市町における体制整備の状況や課題、成年後見制度の利用ニーズ等の実態把握を行うこと、また、成年後見制度を必要とする人が利用できる体制づくりを推進することが書かれています。 しかし、成年後見制度利用支援事業については、市町によって利用できる人の要件や報酬助成の内容に差があると感じています。たとえば、預貯金額等の要件が市町によって異なったり、家庭裁判所が決定した後見人等の報酬額に対して、助成額が不足する場合があります。施設入所者について助成額がさらに低く設定されている場合があると聞いています。 成年後見制度は、本人の権利を守り、地域で安心して生活するための重要な制度です。しかし、住んでいる市町によって利用のしやすさや本人負担に大きな差が出るとすれば、それは制度の利用促進を妨げる要因になるのではないかと思います。 県として、市町ごとの成年後見制度利用支援事業の要件や助成額、利用実績、利用に至らなかったケースの状況を把握し、必要な人が居住地によって不利益を受けないよう、県内で一定の水準を確保することが必要ではないでしょうか。 地域福祉権利擁護事業も成年後見制度も、単に制度が存在するだけではなく、「必要な人が、必要なときに、実際に使えること」が重要です。次期プランでは、権利擁護支援について、制度の周知や研修だけでなく、利用できない人を生まないための実態把握と体制整備を、より具体的に位置づけていただきたいです。 次に3点目です。 プラン29ページ「(2) 自ら選び自分らしく暮らしにくために」の「①意思決定支援の推進」、特に「(イ) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成」について意見を述べます。 ここ2年ほど、意思決定支援に関する研修の依頼を受けることが多くなりました。その中でよく出される質問が、「言葉を話せない重度の障害のある人の意思決定支援をどうすればよいのか」というものです。 この問いはとても重要だと思います。一方で、そもそも言葉で意思を表明することが難しい人に対して、言葉を使って意思を確認しようとすることが、本人の障害に応じた合理的配慮を欠いているのではないかと感じています。 私は研修の中で、重度の障害のある人の意思決定支援では、いきなり「どうしたいですか」と尋ねるのではなく、まず本人が経験する機会を保障することが大切だと伝えています。本人が体験し、その反応や様子を支援者が一緒に振り返り、また次の体験につなげていく。その「体験、振り返り、体験、振り返り」の積み重ねの中で、本人の意思が少しずつ見えってくるのだと思います。 ところが、県内の施設の中には、重度の障害のある人に対して、全員に同じように「地域移行したいですか」と尋ね、それをもって「意思確認をした」としている例もあると聞いています。 意思決定支援の研修については、単に受講者数を増やすだけでなく、研修の質を高めることが重要だと思います。特に、言葉による意思表明が難しい人、重度の知的障害のある人、長く施設で暮らしてきた人などに対して、どのように体験の機会を保障し、本人の反応や表情、行動の変化を読み取り、支援者間で検討していくのかという、実践に即した研修が必要です。 また、意思決定支援においては、同じような経験をしてきたピアの存在も重要だと思います。支援者だけが本人の意思を読み取ろうとするのではなく、地域で暮らす障害のある人や、施設から地域生活へ移行した経験のある人などが、本人にとっての身近なモデルとなり、「こういう暮らし方もある」「選んでよい」ということを伝える役割を果たせるのではないのでしょうか。次期プランでは、意思決定支援におけるピアサポーターの活用や、ピアサポーターの養成についても位置づけていただきたいです。 現行プランでは、令和6年度から令和8年度までの意思決定支援研修修了者数の累積目標が150人とされています。しかし、県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、入所施設、グループホーム等で意思決定支援が必要とされる場面の多さを考えると、この目標値は十分だったのか、検証が必要ではないかと思っています。 次期プランでは、意思決定支援研修の受講者数の目標を引き上げるとともに、研修内容の質の向上、受講後に実践を振り返る仕組み、各事業所で意思決定支援を継続して実施できる体制づくり、さらにピアサポーターの活用と養成まで含めて位置づけていただきたいです。	